

# 渋谷ユネスコ協会 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は「渋谷ユネスコ協会」と称し、英文では、Shibuya UNESCO Association と称する。

### 第2条 (事務所)

本会の事務所を東京都渋谷区猿楽町12番1号に置く。

### 第3条 (目的)

本会は、ユネスコ憲章の精神に基づいてユネスコ活動の実践を通し、広く国際社会の進歩と向上に貢献しうる人格の形成をはかり、もって世界の平和と人類の福祉に寄与し、あわせて渋谷を中心とする地域社会の文化の向上に資することを目的とする。

### 第4条 (事業内容)

- (1) 教育、科学、文化および情報の諸分野に関する活動
- (2) ユネスコ、日本ユネスコ国内委員会、日本ユネスコ協会連盟および東京都ユネスコ連絡協議会などの事業協力
- (3) その他、目的達成のためにふさわしい事業

## 第2章 会員

### 第5条 (入会)

1. 本会の目的に賛同し、その事業に参加を希望するものは、本会への入会を申し込むことができる。
2. 本会への入会は、運営委員会の承認を必要とする。入会申し込みを審査するにあたっては、運営委員会は本会の運営が閉鎖的とならないう留意しなければならない。

## 第6条 (会員の種類)

1. 個人会員 (individual member)
2. 団体会員 (corporate member)
3. 学生会員 (student member)
4. 年少会員 (minor member under aged 15)
5. 外国人会員 (foreign member)

## 第7条 (会費)

会員は、会費に関する細則に従い、会費を支払わなければならない。

## 第3章 総会

### 第8条 (総会の権限)

総会 (General Meeting of Members) は、本会の最高意思決定機関である。総会は、本会則の変更、細則の採択・変更、運営委員・監査委員の選出・解任、その他必要な事項を決定する。

### 第9条 (定時総会)

1. 本会の定時総会 (Annual General Meeting of Members) は年1回、4月または5月に開く。定時総会は運営委員会の決定を経て会長が召集する。
2. 定時総会では、次の事項を行う。
  - (1) 前年度の事業報告
  - (2) 新年度の事業計画の承認
  - (3) 前年度の決算の承認
  - (4) 新年度の予算の承認
  - (5) 運営委員、監査委員の選出
  - (6) その他必要な事項の報告、決定

### 第10条 (臨時総会)

1. 会長は、必要と認める場合には、臨時総会 (Extraordinary General Meeting of Members) を開催できる。

2. 運営委員会は、会長に臨時総会の開催を要求できる。
3. 会員は、会員総数の3分の1以上が共同することにより、会長に臨時総会の開催を要求できる。

#### 第11条（総会の運営）

1. 総会に於ける決議は、出席会員（委任状による出席を含む）の過半数によって行う。
2. 前項に拘わらず、本会則または細則の変更、および運営委員または監査委員の解任は予め2週間以上前に会員に議題をしめして招集した総会で、出席会員（委任状による出席を含む）の3分の2以上の賛成により行う。

### 第4章 運営委員会および業務執行

#### 第12条（運営委員）

1. 運営委員は総会において会員の中から選出される。
2. 運営委員の定員は、総会員数のおおむね3分の1とする。
3. 運営委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

#### 第13条（運営委員会）

1. 運営委員会は、総会の決議、本会則または細則に反しない範囲で、またはそれらによつて授権された範囲内で、本会に関する意思決定や運営委員会規則を定めることができる。
2. 運営委員会は、必要なときに随時開催する。
3. 運営委員会は、運営委員総数の3分の1の出席（委任状による出席を含む）を定足数とし、決議は出席運営委員の過半数により行う。

#### 第14条（役付運営委員）

1. 運営委員で本会の活動に特に積極的に参加する者の中から、運営委員会の決議をもって、次のとおり役付運営委員を定める。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
  - (3) 事務局長 1名
2. 役付運営委員の任期は2年とし、選任後2度目の定時総会の終了時までとする。増員または補欠として選任された役付運営委員の任期は、前任の役付運営委員の任期の満了

する時までとする。ただし、役付運営委員の連続重任は妨げない。

3. 会長は、総会の決議、本会則、細則、運営委員会の決議および運営委員会規則にしたがって、本会の業務執行を統括し、また、対外的に本会を代表する。また、総会および運営委員会の議長を務める。
4. 副会長は、本会の業務執行の統括において会長を補佐する。また、会長に事故があるきまたは会長が欠けたときには、あらかじめ定められた順序にしたがい、その任務をを代行する。
5. 事務局長は、本会の業務執行において会長を補佐し、事務局を運営する。

## 第5章（監査委員）

1. 監査委員（Auditor）は総会において会員の中から選出される。ただし、運営委員（役付であるか否かを問わない）は監査委員を兼ねることはできない。
2. 監査委員の定員は、3名以内とする。  
監査委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

### 第18条（監査委員の役割）

1. 監査委員は本会の会計を監査する。
2. 監査委員は、定時総会において、前年度の決算について、監査意見を報告しなければならない。
3. 監査委員は、運営委員会に出席することができる。運営委員会の召集通知は、監査委員にも送付されなければならない。

## 第6章（部会・専門委員会）

### 第19条（部会）

本会は、事業活動上必要な場合には、青年などの部会を設けることができる。

### 第20条（専門委員会）

会長は、運営委員会の承認を経て、各種の専門委員会（非会員の専門家を含む）を設けることができる。

## 第7章（会計）

### 第20条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 第22条（会計事務）

1. 会長は、事務局を通じて、本会の会計事務を適切に管理しなければならない。
2. 事務局は、本会の収支について、相当な記録を残し、管理する。

### 第23条（財源）

本会の経費は、会費、補助金、寄付金および事業収入から支出する。

## 第8章（付則）

### 第24条（日本ユネスコ協会連盟等加入）

本会は、公益法人日本ユネスコ協会連盟および東京都ユネスコ連絡協議会に構成団体会員として加入するものとする。

### 第25条（宗教・政治活動）

本会は、特定の宗教活動または政治活動は行わない。

### 第26条（施行日）

本会則改訂版は、2010年5月より施行する。

以上